
熱中症特別警戒情報の基準変更等について

令和8年3月10日
環境省大臣官房環境保健部企画課
熱中症対策室

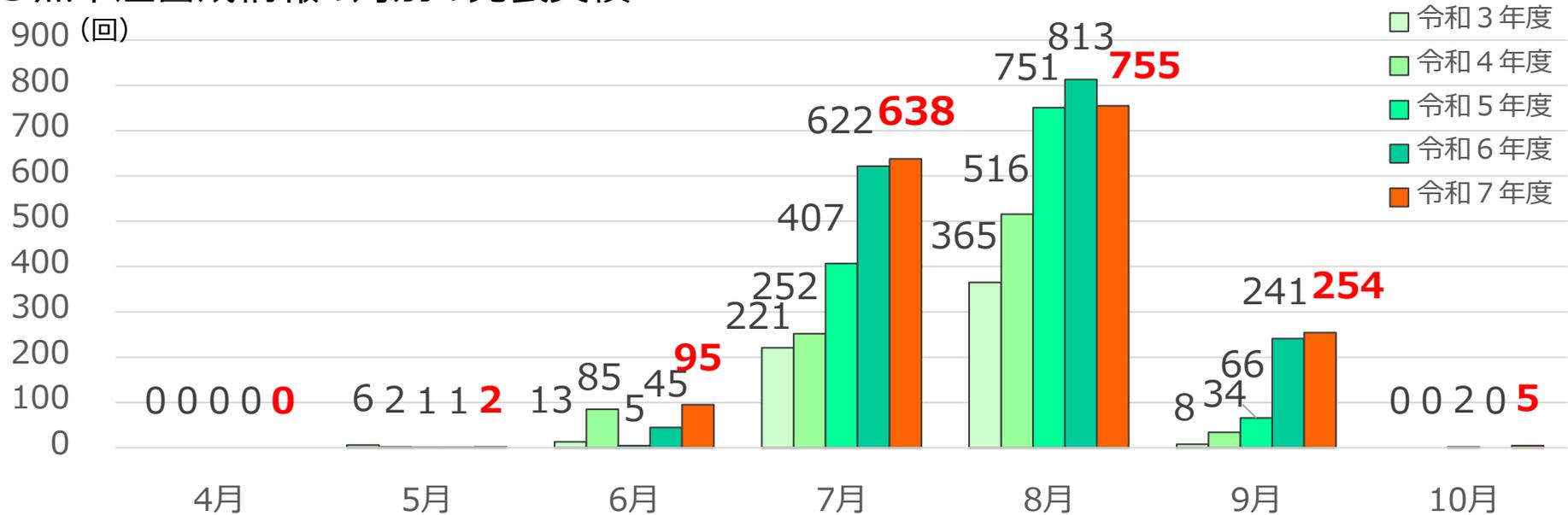
令和7年度 熱中症特別警戒情報・熱中症警戒情報の発表状況

出典：令和7年度第1回熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ（令和7年11月13日開催）資料1

○発表実績 4/23～10/22（延べ発表回数：同一地域を複数回としてカウント）

| 熱中症特別警戒情報 | 熱中症警戒情報 |
|-----------|---|
| 延べ発表回数：0回 | 延べ発表回数：1,749回 発表日数：111日/183日 発表地域：54地域/58地域 |

○熱中症警戒情報の月別の発表実績

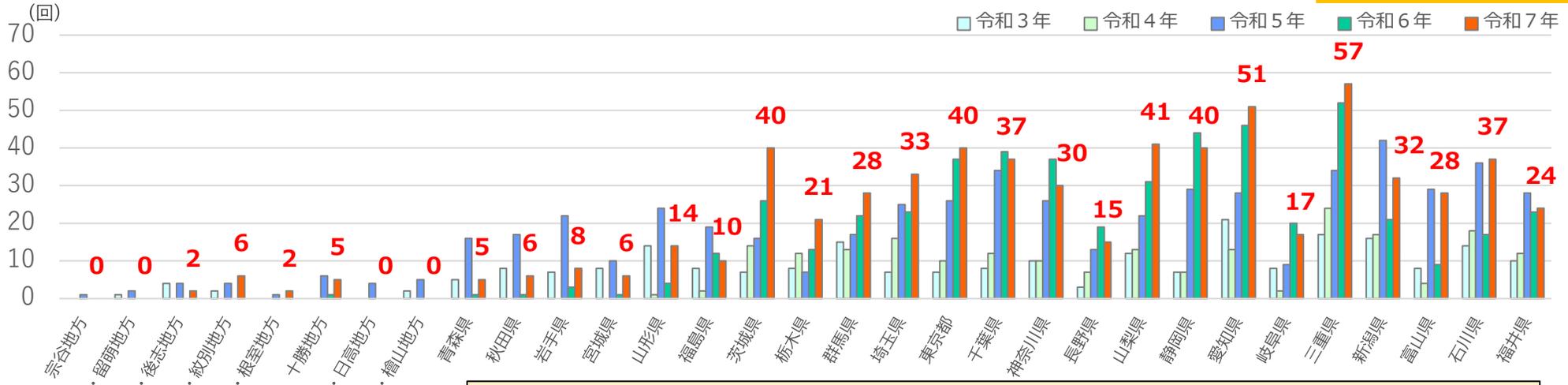


(参考) 年度別発表実績（延べ発表回数：同一地域を複数回としてカウント）

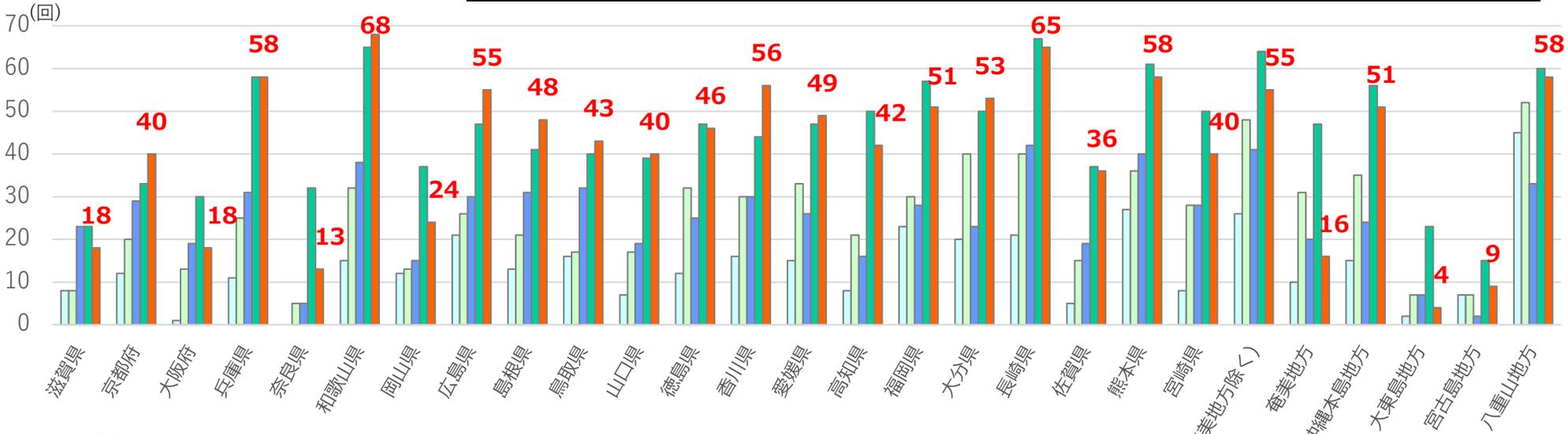
| | 令和3年度 4/28～10/27 | 令和4年度 4/27～10/26 | 令和5年度 4/26～10/25 | 令和6年度 4/24～10/23 |
|-----------|---|---|---|--|
| 熱中症特別警戒情報 | — | — | — | 延べ発表回数：0回 |
| 熱中症警戒情報 | 延べ発表回数：613回 発表日数：75/183日 発表地域：53/58地域 | 延べ発表回数：889回 発表日数：85/183日 発表地域：46/58地域 | 延べ発表回数：1,232回 発表日数：83/183日 発表地域：58/58地域 | 延べ発表回数：1,722回 発表日数：103/183日 発表地域：51/58地域 |

令和7年度 熱中症警戒情報の発表状況（府県予報区等発表単位別）

出典：令和7年度第1回熱中症特別警戒情報に関するワーキング・グループ（令和7年11月13日開催）資料1



令和7年度は過年度と比較して、関東甲信地方、東海地方、北陸地方、中国地方、四国地方の発表回数が多い。



【運用期間】

令和3年度：4/28～10/27、令和4年度：4/27～10/26、令和5年度：4/26～10/25、
令和6年度：4/24～10/23、令和7年度：4/23～10/22

熱中症特別警戒情報の発表基準の見直し

○昨年11月から有識者による「熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ」を開催し、来年度の制度運用に向け、各情報提供地点における暑さ指数の傾向を踏まえて、熱中症特別警戒情報の発表の判断の際に参照しない地点を検討。

○昨年12月17日に開催された第2回ワーキング・グループにおいて、以下の地点を「参照しない地点」とし、令和8年度から適用することを了承。

| 都道府県 | 情報提供地名 |
|------|-----------------|
| 青森県 | 酸ヶ湯 |
| 岩手県 | 藪川、区界 |
| 福島県 | 桧原、鷲倉、桧枝岐 |
| 栃木県 | 那須高原、土呂部、奥日光 |
| 群馬県 | 草津、田代 |
| 長野県 | 菅平、軽井沢、開田高原、野辺山 |
| 山梨県 | 河口湖、山中 |

| 都道府県 | 情報提供地点 |
|------|--------|
| 静岡県 | 井川 |
| 岐阜県 | 六厩、宮之前 |
| 和歌山県 | 高野山 |
| 高知県 | 本川 |
| 長崎県 | 雲仙岳 |
| 熊本県 | 高森 |

熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報（令和8年度予定）

| | 熱中症警戒情報 | 熱中症特別警戒情報 |
|------|---|---|
| 一般名称 | 熱中症警戒アラート | 熱中症特別警戒アラート |
| 位置づけ | <p>気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す)</p> <p><これまでの発表回数> R3: 613回, R4: 889回, R5:1,232回 R6 : 1,722回, R7: 1,749回</p> | <p>気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合 (全ての人々が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援)</p> <p>法改正により、令和6年4月から運用を開始。 現時点まで発表実績なし。</p> |
| 発表基準 | <p>府県予報区内の1地点以上で、翌日又は当日の日最高暑さ指数(WBGT)が33以上になると予測した場合に該当都道府県に発表</p> | <p>都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点(気候変動適応法施行規則の別表情報提供地点の欄に掲げるものを除く。)※で、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35以上になると予測した場合に該当都道府県に発表</p> <p>(自然的社会的状況により、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがあると認められる場合においても発表)</p> |
| 発表時間 | 前日 17時頃 及び 当日朝 5時頃 に発表 | 前日 10時頃 における翌日の予測値で判断し、前日 14時頃 に発表 |

令和8年度運用期間：令和8年4月22日～令和8年10月21日

※昨年11月から有識者による検討会を開催し、熱中症警戒アラート等の今後の在り方も含めて検証・議論を行い、一部の情報提供地点について、令和8年度から熱中症特別警戒情報の発表の判断の際に参照しないこととした。

熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）の基準変更に伴い、「気候変動適応法施行規則」等（※）を改正しますが、熱中症特別警戒情報発表時の地方公共団体における対応に変更はありません。

- ・ 熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）の運用は、変更ありません。
- ・ 熱中症特別警戒情報の発表単位は、都道府県単位で変更ありません。
⇒熱中症特別警戒情報の発表の際に参照しない地点がある地方公共団体も、熱中症特別警戒情報の通知（気候変動適応法第19条第2項）・伝達（同条第3項）、指定暑熱避難施設の開放（同法第21条第5項、指定済の場合）を行う必要があります。
- ・ 熱中症特別警戒情報の発表の際の環境省の対応、都道府県への連絡・通知方法についても、今回の基準変更に伴う変更はありません。

※「気候変動適応法施行規則」の改正に伴い、「熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針」、熱中症特別警戒情報の発表時の都道府県への「通知」、「環境省熱中症予防情報サイト」における「気候変動適応法施行規則」を引用している箇所等は変更します。

熱中症予防情報サイトでの情報発信

環境省が運営する「熱中症予防情報サイト」では、熱中症予防に資する情報を一元的に掲載しています。ぜひご活用ください。

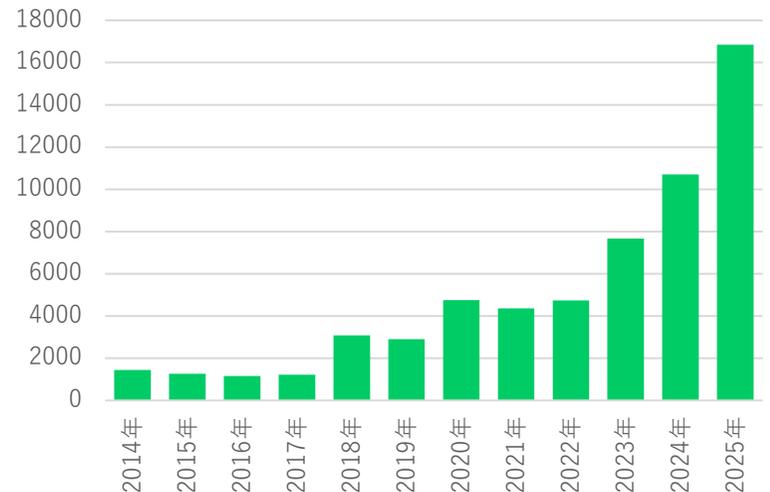
- 全国841地点の暑さ指数の実況・予測の提供
- 熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラートの発表状況を掲載
- 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）リンク集を掲載
- 熱中症の予防方法や対処方法を学べる解説コンテンツを掲載
- 熱中症の予防方法や対処方法を紹介した各種リーフレット、マニュアル類
- 環境省、関係府省庁の取組を掲載 等

The screenshot shows the homepage of the Heatstroke Prevention Information Site. At the top, there are navigation links for home, national heat index, and heatstroke alerts. A prominent red banner indicates that a heatstroke alert was issued. Below this, there is a notice about the end of the 2024 season's data provision. A section titled '発表状況' (Publication Status) shows the current status for August 21st (today) and August 22nd (tomorrow). The map shows that several regions in the Kanto and Tohoku areas are currently under a 'Heatstroke Alert' (熱中症警戒アラート), while other regions are under a 'Heatstroke Special Alert' (熱中症特別警戒アラート). The status for August 22nd is '14時発表予定' (Scheduled for 14:00 publication).



<https://www.wbgt.env.go.jp/>

熱中症予防情報サイトアクセス件数
年間アクセス件数(万)



本サイトへのアクセス数は年々増加しており、令和7年度は累計約1億7千万ビューを記録（令和6年:約1億1千万、令和5年:約8千万）